

令和5年度 不祥事防止委員会年間活動計画

坂町立小屋浦小学校

1 日常的な意識啓発の取組み

- ① 教職員の不祥事に係る報道等があったとき、広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分等に係る記者発表資料」が公表されたときは、資料を全員に印刷・配布し、注意喚起を行う。
- ② 年間研修計画に基づき、服務研修を行い、町教育委員会へ実施報告を行う。

2 年間研修計画

月	活動及び研修年間計画	研修内容・方法・担当
4	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 第1回不祥事防止委員会（4日） ・ 服務研修及び年間研修運営の協議 ※新型コロナ／健康カード・健康観察・個別のアレルギー等の研修（給食まで）※服務研修（公金等の取り扱いについて）（20日）	○資料等をもとにした意見交流・資料読み合わせ・事例研修 教頭・養護教諭
5	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 ○服務研修（児童理解と体罰防止について①）（18日）	○生徒指導部（資料等と自己のヒヤリハットの体験をもとにした意見交流中心の研修）
6	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 ○服務研修（文書取扱いと情報管理について①）（15日）	○教務部（資料等をもとにした意見交流中心の研修）
7	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 第2回不祥事防止委員会（21日） ・ 1学期服務研修のまとめ、2学期の研修運営について ※服務研修（児童理解と体罰防止について②）（20日）	○生徒指導部（ロールプレイ研修）
8	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 ○ 服務研修（保護者のクレームについての応答練習）（3日）	○教務部（ロールプレイ研修）
9	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 ○服務研修（セクハラ・パワハラ防止について）（7日）	○生徒指導部（資料等をもとにした意見交流中心の研修）
10	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 ○服務研修（接遇・欠勤について）（12日）	○教務部（資料等をもとにした意見交流中心の研修）
11	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 ○服務研修（交通安全「飲酒関係について」）（16日）	○生徒指導部（資料等をもとにした意見交流中心の研修）
12	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 ○服務研修（学習中の事故等）（7日） 第3回不祥事防止委員会（14日） ・ 2学期服務研修のまとめ、3学期の研修運営について	○教務部（資料等をもとにした意見交流中心の研修）
1	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 ○服務研修（体罰防止について③ 守秘義務・接遇）（11日）	○生徒指導部（ロールプレイ研修）
2	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 ○服務研修（文書取扱いと情報管理について②著作権について）（15日）	○教務研修部（資料等をもとにした意見交流中心の研修）
3	※「記者発表資料」「新聞記事」による研修 第4回不祥事防止委員会（22日） ・ 年間のまとめと課題整理（15日）	○生徒指導部（資料等をもとにした意見交流中心の研修）

※は校長・教頭が担当

3 その他

- ・ 校長が必要と判断した場合は、年間計画にかかわらず、不祥事防止委員会を招集・開催する。
- ・ アレルギー対応研修（甲斐）を行い、事故防止に努める。